

総務常任委員会

平成28年3月14日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行	○坂口 徹	小村 尚己
平川 理恵	木澤 正男	奥村 容子
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	植村 俊彦
総 務 課 長	加藤 恵三	同 参 事	谷口 智子
同 課 長 補 佐	仲村 佳真	企画財政課長	西巻 昭男
同 課 長 補 佐	福居 哲也	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
税 務 課 長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	木村 隆幸
会 計 管 理 者	西川 肇	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教委総務課長	安藤 晴康	生涯学習課長	真弓 啓
同 課 長 補 佐	平田 政彦		

3. 会議の書記

議会事務局長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 坂口委員、小村委員

委員長

おはようございます。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。

ただいまより総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、坂口委員、小村委員のお2人を指名いたします。お2人にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案であります（1）議案第1号 斑鳩町行政不服審査法施行条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤総務課長。

総務課長

おはようございます。

それでは、議案第1号 斑鳩町行政不服審査法施行条例について、ご説明を申しあげます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例制定文の朗読は省略をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議案書末尾、斑鳩町行政不服審査法施行条例（要旨）をごらんいただきたいと思っております。今回の条例制定につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、審査請求に対し審理員が行った審理手続きの適正性及び審

査庁である地方公共団体の長の判断の妥当性の審査を行う第三者機関として設置する斑鳩町行政不服審査会の組織及び運営等、必要な事項について定めるものでございます。

主な制定内容につきましては、（１）組織、（２）委員として、審査会の委員は３人とし、法令または行政等に関し優れた識見を有する者のうち町長が委嘱するものとし、委員の任期は３年としています。

次に、（３）会長等、（４）会議として、会長の選出方法、職務代理者、会議の運営について規定をしております。

次に（５）除斥、（６）秘密の保持として、委員が直接の利害関係のある諮問については議事に加われないこと及び委員の秘密の保持について規定しています。

次に、（７）庶務として、総務部総務課が所掌すること、（８）手数料等として、審査請求人等が審理員及び審査会に提出された書類等の閲覧に係る手数料は無料とし、当該提出書類等の写しの交付を受ける者はその費用を負担しなければならない旨を規定をしております。

施行日は、改正行政不服審査法が施行される平成２８年４月１日から施行するものでございます。

以上、議案第１号、斑鳩町行政不服審査法施行条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 委員３人っていうふうになっていますけども、どんな方が委員になれるのでしょうか。

総務課長 まず、法律に識見を有する方として大学の教授、あと、弁護士の方、あと、行政に識見を有する方として行政経験の豊かな方を想定をしております。

木澤委員 あと、第6条関係のところですね、利害関係を有する委員は参加することができないとなっていますけど、これ、委員3人しかいらっしやらないんですけども、例えば2人該当するというふうになった場合には1人でも開くことが可能なのか、でも過半数には至らないので、そういうケースはどういう対応になるんですかね。

総務課長 行政不服審査の関係でございますけれども、今回の行政不服審査法に関しましては、行政処分を受けられた方ということですので、処分を受けられる方が、この、今回委員になられる、複数の方が同時に受けられるということは考えられませんので、残りの方で行っていただくという形になります。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第2号 斑鳩町史編さん委員会設置条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 安藤教育委員会総務課長。

教委総務 それでは、(2)議案第2号 斑鳩町史編さん委員会設置条例につい

課長

て、ご説明をさせていただきます。

初めに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

教委総務
課長

それでは、末尾の要旨をもってご説明いたします。要旨をごらんください。

現斑鳩町史は昭和54年の発刊から37年が経過しており、その間、発掘された藤ノ木古墳等について編さんを行うとともに、郷土に対する町民の理解と愛着を一層深め、文化の向上に役立てること、また、貴重な歴史的・文化的遺産を後世に伝えることなどから、斑鳩町史の編さんを行うことについて、当該事業を円滑に推進するため斑鳩町史編さん委員会を設置することに伴い、本条例を制定するものでございます。

この事業は、町制施行70周年を機に再編さんに着手するものでございます。

それでは、1. 主な制定内容でございます。(1) 所掌事務、第2条関係でございますが、委員会は、町長の諮問に応じ、次の3つの事項を審議することとしております。①斑鳩町史の編さんの基本方針に関すること、②町史編さんに係る事業の計画及び運営に関すること、そして③その他町史編さんに関することでございます。

次に、(2) 組織、第3条関係でございますが、委員会は、10人以内の委員をもって組織するとしており、(3) その委員は、①学識経験のある者、②その他町長が必要と認める者を町長が委嘱するとしております。

次に、(4) 委員長等、第5条関係については、委員長の選出、またその職務等について、(5) 会議、第6条関係では、会議の開催、成立要件等について、そして(6) 庶務につきましては、教育委員会事務局総務課が所掌するとしております。

続きまして、2. 施行期日等でございますが、この条例は、本年4月1日から施行し、委員会の目的を達した日をもって効力を失うこととしております。

以上、斑鳩町史編さん委員会設置条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 予算委員会でもちょっと出ていたかなと思いますけど、委員さんはどんな方で考えておられますか。

教委総務課長 この委員会につきましては、かなり専門的な分野の委員会というふう
に認識しております。そのため、委員の構成としましては、国立奈良文化財研究所、また、奈良県立橿原考古学研究所の関係職員、また、大学教授、その他、寺社の関係では法隆寺の関係者、また、一般住民の方につきましても、歴史・文化に識見を有する方ですね、を委員として入っていただくというふうにご考えております。

委員長 ほかにございませんか。 木澤委員。

木澤委員 いろいろ、国立の奈良のとか来てもらったりとかあれですけど、私イメージするのは、この斑鳩町のことをよく知ってはる方に入っていただくというイメージがあったんですけども、そういう方、住民さんの中から公募で入っていただく方ありますけども、今、名前挙げておられる方だと、斑鳩町の方少ないのかなとちょっと思ったんですけども、その辺のところはどう理解したらいいでしょうか。

委員長 小城町長。

町長 こういう関係等については、やっぱり古文化財の関係等ございますから、やっぱり国立文化財とか、あるいはそういう関係のね、方、専門家をですね、招請すると、なかなかこういう関係は受けてくれないんです。しかしやっぱり斑鳩町として、皆、受けてほしいということで、ご理解

いただくということで、今現在、斑鳩町には特に関係の深い方がご快諾
いただいたということで喜んでおりますけども、そういう関係でやっぱ
り地元は地元として、町の関係をよく理解をされている、本を出版され
ている、そういう方を選考をしたいということでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 そうしたら、私のほうから1つ。今まである町史を含めてやられるの
か、それとも今ある町史の後に新たにつくっていくのか、そこら辺はど
うされるんですか。 清水教育長。

教育長 基本的には、今まで、昭和54年ですか、につくらせていただいたや
つも含めて、総合的に、新たに町史を編さんするというところでございま
す。編さん委員さんの方針等決めていただくときに、そういった趣旨を
こちらのほうから、希望をですね、説明をさせていただこうかなという
考えでございます。

委員長 わかりました。
ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ご
ざいませぬか。

(異議なし)

総務課長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤総務課長。

総務課長

それでは、議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明を申しあげます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしく願いをいたします。

議案書末尾、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(要旨)をごらんいただきたいと思います。今回の条例整備につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容についてでございますが、初めに、(1) 斑鳩町個人情報保護条例の一部改正、第1条関係及び斑鳩町公文書の開示に関する条例の一部改正、第2条関係についてであります。各条例に基づく開示の請求に係る決定等に対する不服申し立てにつきましては、それぞれ学識経験者で構成された第三者機関である斑鳩町個人情報保護審査会または斑鳩町公文書開示審査会に諮問し、審議を行っておりますことから、審理員による審理手続を不要とする規定を設けるものでございます。

次に、(2) 固定資産評価審査委員会条例の一部改正、第4条関係では、行政不服審査法の改正内容に準じ、審査申出書の記載事項や弁明書の提出方法等について改正を行うものでございます。

次に、(3) 斑鳩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一

部改正、第3条関係及び斑鳩町町税条例の一部改正、第5条関係では、「不服申立て」を「審査請求」に文言の整理を行うものでございます。

次に、施行期日等として、施行日は、改正行政不服審査法が施行される平成28年4月1日から施行することとし、施行日前に行われた開示の請求に係る決定等に対する不服申し立てについては、なお従前の例によること等の経過措置を規定をしております。

以上、議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤総務課長。

総務課長

それでは、議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部

を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案書末尾、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(要旨)をごらんいただきたいと思っております。今回の条例整理につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものがございます。

改正の内容につきましては、(1)斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、第1条関係、斑鳩町の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正、第2条関係、斑鳩町職員の旅費に関する条例の一部改正、第3条関係として、3つの条例につきまして、地方公務員法の改正に伴い、本法の規定を引用する条項につきまして、項番号の繰り上げがありましたことから、その条文の整理を行うものでございます。

施行期日は、改正地方公務員法が施行されます平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員　この条例の改正については特に問題あると思わないんですけど、この法律が変わったことの趣旨だけ、ちょっと簡単にでかまいませんけど、教えてもらえませんか。

総務課長　法律の改正、今回、項番号の繰り上げということでございますけれども、地方公務員法のほうで、平成28年4月1日から、職員の給与等に関しましては職務によりやりなさいよと、いわゆる人事評価とか、ああいうのが基本的には来年施行になりますよということで、そういった規定ができるだけ速やかに達成しなさいよという条項になっておったんですけれども、今回、28年4月1日からその期日を迎えますことから、その条文が消されたということで、項番号の繰り上げがありましたので、その形で引用している部分を全て改正させていただいたという趣旨でございます。

委員長　ほかにございませんか。

(な し)

委員長　これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長　異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。 加藤総務課長。

総務課長 それでは、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書の朗読をさせていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案書末尾、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(要旨)をごらんいただきたいと思います。今回の条例改正につきましては、先の議案第1号及び第2号でご説明を申しあげました、斑鳩町行政不服審査会及び斑鳩町史編さん委員会を設置することに伴い、本審査会及び委員会の委員に支払う報酬等を定めるため所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、別表に、斑鳩町行政不服審査会及び斑鳩町史編さん委員会の委員の報酬等を加えることとし、報酬として日額8,000円を支給することとしております。その他旅費につきましては表に記載のとおりとなっております。

施行期日につきましては、平成28年4月1日としております。

以上、議案第5号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。 平川委員。

平川委員 すみません、ちょっとわからないので教えていただきたいんですけど、

町史の編さん委員のこの報酬っていうのは、そのための会議の出席のための報酬ということでよろしいのでしょうか。

委員長 安藤教委総務課長。

教委総務課長 この編さん委員会をですね、年3回予定しております、その委員会の出席について報酬を支払うというものでございます。

平川委員 すみません、そうしたら、町史なんかで、責任編集っていう形で、執筆をされたりとかされている場合は、またこれとは別っていうことなるんですか。

教委総務課長 調査、執筆に係る費用につきましては、別途、いわゆる執筆料という形で支払う予定をしております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6) 議案第6号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤総務課長。

総務課長 それでは、議案第6号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。
初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案書末尾、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（要旨）をごらんいただきたいと思います。
今回の条例改正につきましては、平成27年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告が平成27年8月6日に行われ、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じ、本町議会の議員の期末手当の支給月数について改定を行うものでございます。

改正内容につきましては、(1) 期末手当の支給月数の改定として、期末手当について、平成27年4月1日にさかのぼり支給月数を0.05月分引き上げるもので、平成27年度におきましては、12月期を1.625月から1.675月へ、平成28年度以降においては、6月期を1.475月から1.5月へ、12月期を1.625月から1.65月へそれぞれ引き上げ、年間支給月数を3.1月から3.15月に改正するものでございます。

施行期日等につきましては、公布の日から施行することとし、平成27年4月1日にさかのぼって適用するものでございます。

以上、議案第6号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 4月までさかのぼってということですが、支給の形はどのようなふうになるのでしょうか。

総務課長 この年度末で、さかのぼった分を一括でお支払いをさせていただくというような形で。

木澤委員 あと、影響額、教えてもらえますか。

総務課長 本年度、平成27年度で申しあげますと、約26万円程度になります。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(7) 議案第7号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤総務課長。

総務課長

それでは、議案第7号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましても、議案書の末尾の要旨をもって説明にかせさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案書の末尾、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(要旨)をごらんいただきたいと思います。今回の条例改正につきましては、さきの議案第6号と同様に、平成27年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じ、町長及び副町長の期末手当の支給月数について改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、(1) 期末手当の支給月数の改定として、期末手当について、平成27年4月1日にさかのぼり、支給月数を0.05月分引き上げるもので、平成27年度及び平成28年度以降の支給月数について、表に記載のとおりで、年間支給月数を3.1月から3.15月に改正するものでございます。

施行期日等につきましては、公布の日から施行することとし、平成27年4月1日にさかのぼって適用するものでございます。

今回のこの改定に伴う影響額については、約13万7,000円となっております。

以上、議案第7号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(8) 議案第8号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤総務課長。

総務課長

それでは、議案第8号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案書末尾、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(要旨)をごらんいただきたいと思います。今回の条例改正につきましては、さきの議案6号及び議案第7号と同様の趣旨で教育長の期末手当の支給月数について改定を行うもので、期末手当について、平成27年4月1日にさかのぼり支給月数を0.05月分引き上げ、平成27年度及び平成28年度以降の支給月数について、表に記載のとおりで年間支給月数を3.1月から3.15月に改正するもので

ございます。

施行期日等につきましては、公布の日から施行することとし、平成27年4月1日にさかのって適用するものでございます。

以上、議案第8号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 この議案の中身については特に問題があるとは思っていないんですけど、前回、教育長が特別職になられたときに言うべきことだったかもしれませんが、これ、2つ条例改正、今後も改定されるとやっていかないかんことになっていくんでしょうけども、町長、副町長とあわせて町の常勤の特別職ということで、条例は一本化するとかっていうことはできなかったんかなとちょっと思ったんですけど。

総務課長 現在条例で定めておりますそれぞれの内容が、一部、若干違うところがありますので、今現在、個々にさせていただいております、その関係で、今後におきましても、それぞれ改定があった場合にはそれぞれの条例について改正を行わせていただくということを考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(9) 議案第9号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤総務課長。

総務課長

それでは、議案第9号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましても、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案書末尾、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(要旨)をごらんいただきたいと思います。今回の条例改正につきましては、平成27年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づき、国家公務員の給与等に関し、一般職の職員の給与に関する法律が改正されましたことに伴い、この改正内容に準じ、本町の一般職の職員の給与改定を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、(1) 勤勉手当の支給月数の改定といたしまして、勤勉手当について、平成27年4月1日にさかのぼり、再任用職員以外の職員については支給月数を0.10月分引き上げ、再任用職員については支給月数を0.05月分引き上げ、平成27年度及び平成28年度以降の支給月数については表に記載のとおりで、年間支給月数を、再任用職員以外の職員について1.5月から1.6月に、再任用職員について0.7月から0.75月に改正するものでございます。

次に、（２）給料表の改定といたしまして、給料表について、平成２７年４月１日にさかのぼり、平均０．４％引き上げるものでございます。

次に、（３）地域手当の支給割合の改定といたしまして、平成２８年度以降に予定をしておりました地域手当の支給割合の改定の一部を平成２７年４月１日にさかのぼり実施するもので、具体的には要旨の裏面の表の記載のとおりで、地域手当の支給割合の改定をそれぞれ１年前倒し、平成２７年４月１日から５％、平成２８年４月１日から以降６％にするものでございます。

次に、施行期日等については、公布の日から施行することとし、平成２７年４月１日にさかのぼって適用するものでございます。

以上が条例改正の内容でございますが、本改正とは別に、給料等の支給に関する規則で規定しております一般職の職員の管理職手当の減額措置、部長級２％、課長級１％につきまして、平成１９年４月１日から当分の間として実施してまいりましたが、本年３月３１日をもって終了を予定していることをご報告を申し上げます。

以上、議案第９号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 上げるほうなのであれですけども、職員組合のほうと話し合いはされたのか、内容はどうだったのか、お聞かせいただけますか。

総務課長 職員組合とはお話をさせていただきまして、内容につきましては了承いただいているという状況でございます。

委員長 ほかにございませんか。

（ な し ）

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(10)議案第10号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 真弓生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、1. 付託議案、(10)議案第10号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

生涯学習
課長

本条例の一部改正につきましては、議案書の末尾の要旨によりご説明させていただきます。

2つ目の要旨をごらんいただけますでしょうか。すこやか斑鳩・スポーツセンターの付属設備器具使用料について、トランポリンを新たに定めるため所要の改正を行うものであります。当町の現行の新体操マットやレスリングマットなどの使用料300円のみを参考に、1回につき300円を設定しております。なお、改正文及び新旧対照表の説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第10号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして原案どお

りご可決いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 坂口委員。

坂口委員 このトランポリンですか、これは何台ぐらい買われているんですか。

生涯学習 これにつきましては、新年度予算で2台の購入を予定しております。
課長 それと、これまで、個人の方の分のトランポリンがございましたけども、そちらのほうも寄贈を受けまして、合計4台、28年度から4台となる予定でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
よって、議案第10号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。
次に、(11) 議案第12号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。 加藤総務課長。

総務課長 それでは、議案第12号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略をさせていただきますので、よろしくお願いを申しあげます。

議案書末尾、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(要旨)をごらんいただきたいと思います。今回の条例改正につきましては、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に関し、同一の事由により他の法律による年金たる給付が支給される場合における傷病補償年金及び休業補償の額に乗じる調整率に関する規定につきまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されましたことから、本改正の内容に準じ所要の改正を行うものでございます。

施行期日等につきましては、平成28年4月1日から施行することとし、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金及び施行期日前に支給すべき事由の生じた休業補償につきましては、なお従前の例によることとしております

なお、今回の改正は、傷病補償年金及び休業補償の額の算定に係る補償基礎額、算定率の変更はございませんので、消防団員に給付される年金等額への影響はございません。

以上、議案第12号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

今、課長、額の変更等はないというふうにおっしゃったんですけど、この新旧対照表を見ると、旧のほうから新のほうに、率が上がっている

んかなというふうに見たんですけど、そうではないんですか。

総務課長　この率の変更、これ、今の調整率というものなんですけれども、この消防団員の公務災害の補償条例で支給されるものと、他の法律、厚生年金等ございますので、そういった年金等で支払われる率の関係が変わるだけで全体額については変更ございませんので、よろしくをお願いします。

委員長　ほかにございませんか。

(な し)

委員長　これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

企画財政課長　異議なしと認めます。

よって議案第12号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(12)議案第13号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長　それでは、議案第13号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)につきまして、ご説明を申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

企画財政
課長

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。
本補正予算では、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等として、平成28年1月20日に成立した国の補正予算第1号の具体的施策である地方創生加速化交付金や情報セキュリティ強化対策費補助金、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業補助金などを活用し、それぞれの取り組みを行うため、12事業、事業費として1億6,530万6,000円を前倒しして予算化しております。

なお、これらの事業につきましては、本年度会計中に事業を完了させることができないことから、繰越明許費の予算補正をお願いしているところでございます。

また、人事院勧告等に伴う人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。

恐れ入りますが、28ページから29ページにかけての補正予算給与費明細書をごらんいただけますでしょうか。人件費の補正額は、29ページの特別職で、最終行の合計欄のところでございますが、158万1,000円の減額、30ページの一般職で、上段の表の最終行の合計欄のところでございますが、1,584万4,000円の増額補正となっております。

それでは、歳入からご説明をさせていただきます。

(「30ページあらへん。」と呼ぶ者あり)

委員長

ちょっと待ってください。

企画財政
課長

恐れ入ります、29ページをごらんいただけますでしょうか。一般職のところでございます。上段の表の最終行の合計欄のところでございますが、1,584万4,000円の増額となっております。申しわけございませんでした。

それでは、歳入からご説明をさせていただきます。

補正予算書の11ページをお開きいただけますでしょうか。初めに、第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫

負担金で、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金が交付決定されたことから、903万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第1節 総務費補助金で、選挙人名簿の登録に関する公職選挙法の改正により、そのシステム改修費に補助金が交付されることから、32万4,000円の増額、一億総活躍社会の実現に向け、効果の発現が高い取り組みを対象として地方創生加速化交付金が交付される見込みから、5,646万円の増額、地方公共団体の情報セキュリティ強化に資する取り組みに対して情報セキュリティ強化対策費補助金が交付される見込みから、725万円の増額と、第2節 戸籍住民基本台帳費補助金で、マイナンバーカードの申請が全国で予測を上回り、地方公共団体情報システム機構における事務費が増大したことから、その交付事業費に係る補助金472万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

第2目 民生費国庫補助金では、第1節 児童福祉費補助金で、幼児教育無償化を実施することに伴い、そのシステム改修費に補助金が交付されることから、58万3,000円の増額と、第3節 社会福祉費補助金で、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんや高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点から支給される年金生活者等支援臨時給付金に要する補助金8,108万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

第5目 商工費国庫補助金では、街なみ環境整備事業補助金において、国への要望額に対して交付決定額が6割程度となったことから、960万円の減額補正をお願いするものでございます。

12ページをお開きいただけますでしょうか。第15款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金で、民生費国庫負担金と同様の理由により652万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第16款 財産収入、第1項 財産運用収入では、第1目 財産貸付収入で、土地開発基金用地において土地賃貸料収入があったことから、20万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第17款 寄附金、第1項 寄附金では、第1目 寄附金で、

ふるさと納税としてご寄附をいただいたことから、第2節 福祉費寄附金で9万3,000円、第3節 都市計画費寄附金で1万円の増額補正をお願いするものであります。

13ページにお移りいただきまして、第20款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、高齢者健康診査の受診者数の増加等により、保健事業委託金115万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第21款 町債、第1項 町債では、第1目 総務債で、国の補正予算第1号を活用して実施する情報セキュリティ強化対策事業の財源措置として、720万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上が、歳入補正の内容となっております。

14ページにお移りいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の補正についてでございます。

初めに、第1款 議会費では、人件費の補正をお願いしております。

次に、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、人件費の補正と、地方創生加速化交付金を活用し、前倒しして予算化する地域公共交通の確保に要する費用について、第12節 役務費の手数料1万1,000円、第13節 委託料のコミュニティバス実証運行业務委託料2,200万円、コミュニティバスバス停時刻表板等設置業務委託料183万円、第19節 負担金補助及び交付金の地域公共交通会議負担金324万円、合わせまして2,708万1,000円の増額を、また、職員の退職に伴う職員退職手当負担金2,267万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

15ページにお移りいただきまして、第5目 財産管理費では、土地開発基金用地の土地賃貸料収入を土地開発基金に積み立てすることから、土地開発基金繰出金20万5,000円の増額補正をお願いするものであります。第6目 企画費では、情報セキュリティ強化対策費補助金を活用し前倒しして予算化する、情報セキュリティ対策の強化に要する費用2,659万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第2項 徴税費では、人件費の補正をお願いしております。

16ページをお開きいただけますでしょうか。第3項 戸籍住民基本

台帳費では、第1目 戸籍住民基本台帳費で人件費の補正と、第19節 負担金補助及び交付金で、マイナンバーカードの申請が全国で予測を上回り、地方公共団体情報システム機構における事務費が増大したことから、その事務委任に係る交付金472万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

第4項 選挙費では、第1目 選挙管理委員会費で、歳入で申しあげた選挙システムの改修に要する費用64万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

17ページにお移りいただきまして、第6項 監査委員費では、人件費の補正をお願いしております。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費で人件費の補正と、第25節 積立金で、歳入で申しあげた福祉費寄附金のうち、福祉基金への積み立てを希望された5万3,000円の増額と、第28節 繰出金で、国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正及び保険基盤安定繰出金等の確定により、1,967万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

18ページをお開きいただきまして、第2目 国民年金事務取扱費では、人件費の補正をお願いしております。

第9目 介護保険事業繰出費では、第28節 繰出金で、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正により、39万5,000円の増額補正をお願いしております。

第13目 臨時福祉給付金給付事業費では、歳入で申しあげたとおり、年金生活者等支援臨時給付金が支給されることから、その支給に要する費用8,108万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

19ページにお移りいただきまして、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で人件費の補正と、第13節 委託料で、歳入で申しあげた子ども・子育て支援システムの改修に要する費用116万7,000円の増額、第19節 負担金補助及び交付金で、幼児2人同乗用自転車購入費助成金が当初見積もりを上回ることから、22万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

また、次世代育成の充実にいただいたご寄附4万円の財源振替をお願い

いしております。第2目 保育園費では、人件費の補正をお願いしております。

20ページをお開きいただきまして、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第1目 保健衛生総務費で人件費の補正をお願いしております。第4目 健康増進事業費では、高齢者健康診査の受診者数の増加により、121万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

20ページから21ページにかけての第2項 清掃費では、それぞれの目において人件費の補正をお願いしております。

次に、第5款 農林水産業費、第1項 農業費では、第2目 農業総務費で、人件費の補正をお願いしております。

第3目 農業振興費では、地方創生加速化交付金を活用し、前倒しして予算化する農家民泊の推進に要する費用37万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

22ページをお開きいただけますでしょうか。第6款 商工費 第1項 商工費では、第1目 商工総務費で、人件費の補正をお願いしております。

22ページから23ページにかけての第3目 観光費では、地方創生加速化交付金を活用し、前倒しして予算化するもので、全国門前町サミットの開催として、第8節の報償費で講師謝金等70万円、第9節 旅費20万円、第11節 需用費190万円、第12節 役務費25万円、第13節 委託料の全国門前町サミット会場設営等業務委託料80万円、第14節 使用料及び賃借料15万円、合わせまして400万円の増額を、観光戦略の策定として、第13節 委託料の(仮称)観光戦略策定業務委託料1,350万円の増額を、聖徳太子市の開催として、第19節 負担金補助及び交付金の聖徳太子市実行委員会補助金150万円の増額を、また、23ページにお移りいただきまして、いかるがWeee Kの開催として、第19節 負担金補助及び交付金のいかるがWeee K実行委員会補助金500万円の増額を、奈良市・斑鳩町連携誘客の推進として、観光協会補助金(奈良市・斑鳩町連携誘客推進事業分)150万円の増額補正をお願いするものでございます。

第5目 歴史街道ネットワーク事業費では、第13節 委託料で、観

光客の動線及び移動手段を考慮し、案内対象物に的確かつスムーズに誘導するための観光案内サイン配置計画を策定することから、350万円の増額を、第19節 負担金補助及び交付金で、まちなか観光景観形成事業補助金について、歳入で申しあげた国庫補助金の減額により補助対象外となる事業費1,420万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第7款 土木費、第1項 土木管理費では、第1目 土木総務費で人件費の補正をお願いしております。

24ページをお開きいただけますでしょうか。第4項 都市計画費では、第1目 都市計画総務費で人件費の補正をお願いしております。

第2目 公共下水道費では、第28節 繰出金で、公共下水道事業特別会計における人件費の予算補正により、91万3,000円の増額補正をお願いしております。

第7目 景観保全対策事業費では、第13節 委託料で、街なみ環境整備事業として、法隆寺門前の町道202号線、204号線の無電柱化を、国の第7期無電柱化整備計画と調整を図り、電線事業者と合意形成に向けて協議を進めましたが、国の計画スキームが示されていないことから合意形成に至っていないため、今年度の事業執行を取りやめることとしたため、500万円の減額補正をお願いするものであります。また、自然環境の保全と活用にいただいたご寄附1万円の財源振替をお願いしております。

次に、24ページから27ページの第9款 教育費では、人件費の補正をお願いしております。

27ページをお開きいただけますでしょうか。第12款 予備費、第1項 予備費では、第1目 予備費で、今回の補正に要する財源として、4,604万8,000円を充当させていただき補正をお願いするものであります。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費補正についてであります。国の補正予算第1号の具体的施策である地方創生加速化交付金や情報セキュリティ強化対策費補助金、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業補助金などを活用して事業実施する

12事業、事業費として1億6,530万6,000円のほか、本年度会計において支出の見込めない事業があることから、第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費で、住民基本台帳ネットワーク運用事業として808万7,000円、6ページにお移りいただきまして、第6款 商工費、第1項 商工費では、まちなか観光推進事業として617万2,000円、第7款 土木費、第2項 道路橋りょう費で、道路新設改良事業として5,093万円、第9款 教育費 第5項 社会教育費で、町指定文化財候補調査事業として976万4,000円、合わせまして2億4,025万9,000円を追加する予算措置をお願いしております。

7ページにお移りいただけますでしょうか。第3表 地方債補正についてであります。歳入で申しあげましたとおり、情報セキュリティ強化対策事業の財源措置として、720万円の予算措置をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

企画財政課長 以上で、議案第13号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）につきましてのご説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして原案どおりご可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 14ページのところのコミュニティバスの時刻表等の板の設置ということで183万あげていただいていますけども、これはどういう形での設置になっていくんでしょうか。

委員長 谷口総務課参事。

総務課参事 時刻表についてでございます。183万ということでございまして、こちらのほうは標板の設置の委託料で、90か所のバス停につきまして、時刻表が決まりました段階で標板を差し替えるということで、その分を計上させていただいております。

木澤委員 今、場所がなかったりして、フェンスにくくったりとかしていますけれども、それを入れかえるという形ですね。今、生き生き号のほうやったりしたらルートなんかも書いていただいておりますけれども、そういうのもあわせて表示はされるのでしょうか。

総務課参事 先般の予算委員会的时候にもご質問いただきましたように、できるだけ利用者の方にわかりやすい表示ということで、ルートでありますとか、次の行き先等も明示した形で整備をさせていただきます。

木澤委員 あと、15ページの企画費のところ、情報セキュリティの強化ということで金額あげていただいておりますけれども、これは何かコンピュータのほうのセキュリティ強化、ソフトを購入するとか、そういう話なんですか。

委員長 面卷企画財政課長。

企画財政課長 このたびのセキュリティ強化なんですけれども、これにつきましては、27年6月ですかね、年金機構の情報流出がありまして、それを受けまして、国のほうでは、地方公共団体におけるセキュリティ強化を推進させると、そのために今回の国の補正でその財源についても措置しますよということでございます。

その内容といたしましては、3つございます。まず1つ目は、いわゆる認証なんですけれども、これは今までパスワードのみだったんですけど、もう1つ加えようということで、そういった対策と、もう1つは、いわゆるUSB等の情報流出等に対しても対策を講じようと。3つ目なんですけれども、これは、今まで1つのパソコンで国からのメールであったり、

それを受けていたんですけども、それを完全分離しなさいよといったものに対してセキュリティ強化を行いなさいといった形で進められているところでございます。以上です。

木澤委員 そのUSBのやつは、強化っていうとどういう強化になるんですか。

企画財政課長 いわゆるUSBで持ち出しができないような形でシステムを構築するというような形でございます。

木澤委員 財源も、国は全部は見てくれないということなんですか。

企画財政課長 今回につきましては、特に、いわゆるメールの受け取りなんですけども、これについては、地方公共団体、今まで構築してきたものがさまざまな種類がございますので、その部分については地方で見なさいよと、それ以外の部分については国は財源措置しますよといった形なので、それぞれメールの受け渡してっていうのがいろいろな形でできていますので、その財源については各地方のほうで対応しなさいよというふうに示されたところがございます。

委員長 ほかにございませんか。 平川委員。

平川委員 地方創生の加速化交付金ですけれども、要件としていろいろこう、近隣町村との連携だったりとか、住民との協働だったりっていう、そういう要件がいろいろあると思うんですけども、その中でなかなか交付決定されるのはハードルもあるって聞いているんですけども、そのあたりの見通しはいかがなんでしょう。

企画財政課長 現在本町におきましては、国のほうに要望のほうあげておまして、まだ交付決定というか、内示のほう出ておらない状況でございます。そうした中で、加速化という名前のおり、いろいろなハードルは高いんですけども、それをクリアするための事業内容を盛り込んだ要望とさせ

ていただいているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(13)議案第24号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政 課長 それでは、議案第24号 財産の無償譲渡につきまして、ご説明を申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

企画財政 課長 続きまして、2枚目でございます。

(議案書朗読)

企画財政 このたびの財産の無償譲渡につきましては、平成27年8月13日開

課長

催の議員懇談会においてご説明をさせていただきましたが、し尿処理施設鳩水園の建設に際して稲葉車瀬自治会と町が取り交わしました覚書に基づき建設された自治会集会所の用地である本件財産の無償譲渡について、議会の議決を求めるものでございます。

その経緯等についてでございますが、稲葉車瀬自治会の間で、昭和51年5月に鳩水園建設に関する合意をいただいております、その際出されました要望事項に基づきまして周辺対策事業を実施してきたところでございます。稲葉車瀬自治会とは、平成14年5月に、集会所の建設をもって補償要望の全てを完了する旨の覚書を新たに締結し、以後、平成16年に稲葉車瀬自治会により建設された集会所の設置により、平成17年度以降は、稲葉車瀬自治会への周辺対策事業は実施しておりません。

集会所用地につきましては町が取得し、その後、集会所につきましては稲葉車瀬自治会が主体となり建設されたところでございます。集会所用地は町であるため、稲葉車瀬自治会と町との間で使用賃借契約を締結しておりますが、用地についても速やかに稲葉車瀬自治会に譲渡する方向で、その当時、何度か協議もさせていただいたところでございます。しかしながら、この時期、峨瀬集会所の訴訟問題もあったことから、直ちに譲渡することは難しいものと判断し、無償譲渡する目的で町が取得した用地で、譲渡した時点で補償事業は全て完了することを双方が確認する文書を平成16年9月16日に取り交わしたところでございます。なお、この確認書は、昨年8月13日開催の議員懇談会で資料として提出させていただいております。

その後、自治会からも、町からも、集会所用地の件につきまして協議などはなかったわけでございますが、一昨年、稲葉車瀬自治会から、集会所用地の無償譲渡がされていないので補償事業は完結していないのではないかと申し出がございました。その申し出を受け、内部、あるいは顧問弁護士とも相談する中で、確認書どおり履行するべきとの結論に達し、このたび、本件財産の無償譲渡について、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本件財産の無償譲渡につきましては、本年2月22日に稲葉車瀬自治会と仮契約を締結させていただいているところでございます。

以上で、議案第24号 財産の無償譲渡につきましてのご説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 4点目のところに条件が書いてあるんですけども、まだ建てて、しばらく使えるでしょうから、この集会所の用地として使用いただけるかと思えますけども、将来的、長い先になってくると、例えば、もう集会所が維持、例えばですよ、できなくなったということで解体されたとかいう状況も起こり得るのかなとは思いますが、そうしたときに、その用地については、集会所がなくなってしまうと目的とは違うふうになるんですけども、そうしたときの扱ってというのはどういうふうになっているんでしょう。

総務部長 例えば、その集会所が古くなって建てかえとなった場合には、その場で建てかえていただければ、それは集会所の用地としてなるわけです。あくまでも集会所の土地ということでお渡しするということですので、その目的が達せられなかった場合には、返還等というのもあり得るべきことだと思います。

木澤委員 ここも、書面の中には、その返還等という文言は入っていないんですけども、これは相手さんとの覚書っていうんですかね、そういうの中で記されたりしているんでしょうかね。

総務部長 契約書の中には、集会所以外の土地には使用しないということを明記させていただいております。返還とかいうことではないですけども、集会所以外には使わないという条件でっていうことで契約書にさせていただいております。

木澤委員 わかりました。

あと、これ、無償譲渡されること自体は別に問題であるとは思っていないんですけども、補償等の関係で、ほかにも、土地の名義やったり、建物の名義が町になっていて、以前から地縁団体の設立もしていただいて整理をしていくべきだろうというふうに議論があったというふうに思うんですけども、まだ町の名義で残っているところっていうのはどれぐらいあるんでしょうかね。

委員長 面巻企画財政課長。

企画財政課長 まず、土地なんですけれども、7施設、建物なんですけれども、5施設ございます。

木澤委員 それらについても、無償譲渡の方向で、地縁団体の設立等のアドバイスっていうんですかね、とか、その辺のところの整理は町としては、町がすることではないでしょうけども、相手さんのあることですので、その辺はどういうふうにしていこうと考えてはるんでしょうか。

委員長 植村総務部長。

総務部長 例えば、衛生処理場につきましては、既にもう廃止ということになっておりますので、新たな要望は受け付けておりません。ですので、当該自治会から土地の譲渡の要望にあっても、対応することは、現在、考えてはおりません。また、昭和町等につきましても、新たな要望はしないという確約書を提出いただいておりますので、対応していかないということです。それ以外のところについては、将来的に、現在そういう話はないですけども、将来的に譲渡の申し出等があった場合については、その都度協議をしていくということであります。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

企画財政
課長

異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(14)議案第25号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政
課長

それでは、議案第25号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてをご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

企画財政
課長

続きまして、2枚目でございます。

(議案書朗読)

企画財政
課長

本議案につきましては、斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定につきまして、引き続き、公益財団法人斑鳩町文化振興財団を平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間、指定管理者に指定し、当該施設の管理を行わせようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

斑鳩町文化振興センターの指定管理者の選定に当たりましては、現在

の指定管理者である公益財団法人斑鳩町文化振興財団を選定いたしました。選定した理由につきましては、平成18年度から10年間の指定管理者の実績などを総合的に評価した結果、施設詳細及び業務内容を熟知しており、本センターの重要性や設置目的についてよく理解していること、文化振興を図る自主文化事業を展開しつつ、施設管理とあわせた一体的な運営が期待できることから、候補者として選定いたしました。

なお、指定の期間は、安定した施設運営の観点から、前回と同じ3年間とさせていただきます。

最後に、公益財団法人斑鳩町文化振興財団による指定管理料等の実績と今後3年間の計画につきまして、ご説明をいたします。恐れ入りますが、資料1の斑鳩町文化振興センター指定管理料等の推移をごらんいただけますでしょうか。本資料は、斑鳩町文化振興センターに係る指定管理料等の推移として、収入と支出、そして収支について、平成24年度から平成26年度までの決算額と、平成27年度から平成30年度までの予算額を取りまとめた資料となっております。

今回お願いしている指定管理者として指定する平成28年度から平成30年度までの期間を見てもみますと、指定管理料は、備考のところでございますが、3年間で総額2億8,910万4,000円となっております。また、その間のホールの各施設等の使用料である利用料金収入は、3年間で総額7,234万6,000円を見積もっているところがございます。

一方、支出におきましては、財団職員に係る総人件費のうち、約74%を配賦している人件費は、定期昇給による増を見込んでおります。また、光熱水費は、使用量について各年度2%の増を見込んでおります。

また、平成29年度に消費税率の引き上げが予定されておりますことから、光熱水費を初め、委託料、事務費、修繕費等の費目において、その上昇分を加味させていただいているところがございます。なお、平成28年度のその他の47万円につきましては、ビデオプロジェクターの更新を計画しているところがございます。

以上で、議案第25号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定につきましてのご説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして原案

どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 こちらの文化振興財団ですね、こちらのほうも、理事長が町長になっているということで、先日、観光協会のほうの会長も町長になっているということで、その点については、また今後、体制的にやっぱり整備をしていってほしいなというのは同じ意見ではあるんですけども、ちょっと確認させていただきたいんですけども、以前ですね、この議論したときに、町長のほうから、町長がやることによって報酬等が発生しないんだというふうにおっしゃっていたんですけども、財団の理事、見せていただくと、副町長も入っているし、教育長も入っているということで、あと、評議員のほう、見せていただくと、部長が入っておられるということですけども、この職員さん、特別職も含めて、入っていただいている分については、これは報酬は発生していないということで理解してよろしいですか。

委員長 池田副町長。

副町長 報酬は発生をいたしておりません。

木澤委員 それと、それ以外の方の、理事に対しての報酬と評議員に対しての報酬ってというのが、わかれば教えてほしいんですけども。

委員長 面卷企画財政課長。

企画財政課長 それ以外、町職員以外は3,000円ということで、報酬のほう、支払っております。

木澤委員 それは若干でも費用が発生しないという点はあるのかもしれませんが、何て言うんですかね、こういう言い方したらあれですけど、そんな

に無茶無茶金額が大きくなるものでもないのかなど。やっぱり体制的には住民の皆さんから見てですね、誤解されないような形で、やっぱり今後については整理していただきたいと思いますので、その点だけ申しあげておきたいと思います。

委員長 小城町長。

町長 いろいろと木澤委員からおっしゃっていただきますように、このなかなか、理事会あるいは評議員というのは、なかなかメンバー的には難しいと思います。この現状から、指定管理をするっていう中で、今、やっていますけども、一番問題はやっぱり監査委員が指摘されているように、今の職員がこのままいきますと、給料はやっぱり40万ぐらいになってきます。これを維持できるのかちゅう問題がね、あるわけですから。

それとやっぱりあわせて、もう来年で20年になりますけども、やっぱりこのホールそのものが、本当にみんなから愛されていくホールとして、やっぱり誰かが中心にならんと、私はできないと思います。この点では、やっぱりいかるがホールは非常に評価の高い、あるいはそういう点ではやっぱり信頼をされているということですから。

この間も、木澤委員が質問されるように、あのホールは729人です。あの催しについては、もう800人以上超えていたんです。それでもホールの中へ入るということは、やっぱり消防法から言うたら、規制はあるわけですから。そのところをやっぱり、もし万が一のことが起こった場合は、それはホールの管理者、責任者がやっぱり問われるわけですから。何ぼその音響がよかっても、音響は、そういう点ではですね、やっぱり一応考えていただかなかつたら、私はやっぱり、ロビーのところでおられる方もありますけども、この中で入ってですね、座っておられる方、椅子以外に座っている方ですね、そういう方もおられましたから、やっぱりそういう管理、そういうものを、こう、考えたら、非常にやっぱりホールの活用度が、私は高いと思います。

そういう点から考えますと、こういう関係等はですね、理事とか、あるいは評議員の関係等についてはやっぱり、なかなかいただく方

が難しいと私は思っておりますし、この、今、仮に3年間、指定管理をする中で、この関係等についてはやっぱり、ほかにもですね、これからやっぱり考えていかなかったら、このままの運営っちゃうのは、私はなかなか、こう、難しいと思いますし、そういう点についてはやっぱりいろいろな角度から、民間にしていくのか、あるいはそういうものもやっぱり視野に入れていかなかったら、やっぱり大変な事情が起こってくると思いますし、今の職員の体制がどうあるべきかっちゃうことをやっぱり考えていかなかったら、ただホールだけを守っているっちゃうのか、ホールだけでいてるっちゃうのがあったらですね、何もできませんし、そのことを十分我々は、やっぱり今の職員をどうしていくかっちゃうことを、一番大きな問題だと思っております。

木澤委員 聞いていないこともいろいろ答えてくれはったんですけども、いろいろ難しい面っていうのもあるというふうには思います。やっぱりホールの運営は、金額も大きいですし、どうすれば利用していただけるのかという点も、何て言うんですかね、収入とか云々以外の問題もね、ありますので、この点については、町のほうでも努力をいただきたいということで、求めておきたいと思います。

ただ、民営化云々っていう話が今ちょっと町長のほうから、口から出ましたのでね、ちょっとやっぱり私はその点については心配していますので、今後どうされるのか、また町のほうの方針、出してきたらでしょうけども、それはそれで、またそのときに考えたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第25号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

ここで、10時50分まで休憩いたします。

(午前10時33分 休憩)

(午前10時50分 再開)

委員長

再開いたします。

次に、2. 継続審査について、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 真弓生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、報告させていただきます。

初めに、史跡中宮寺跡の整備についてであります。今年度の整備工事の進捗状況につきましては、最終工程であります塔及び金堂の基壇整備工事について順調に推移しており、3月18日までの工期内に終了できる見込みがみついているところであります。

次に、2月19日より奈良大学と共同で進めております斑鳩大塚古墳の範囲確認調査についてであります。発掘調査につきましては現在も継続中でありまして、特に、墳丘の東側の調査区にて昨年度の調査において課題となっていた古墳の形について精査をしているところであります。なお、調査は計画どおり3月末で終了する予定でございますけれども、これまでの作業で顕著な遺構・遺物が見つかっていないということから、今回の発掘調査に伴う報道発表や現地説明会は予定していないところでございます。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関するこ

とについての報告であります。どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、3. 各課報告事項について、(1) 斑鳩町の財務書類(平成26年度決算)について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政
課長

それでは、斑鳩町の財務書類(平成26年度決算)につきまして、ご報告をさせていただきます。

本町では、住民の皆さまへの説明責任のさらなる向上と財政運営等への活用を目指しまして、平成20年度決算から、財務書類4表の作成に取り組んでおります。

このたび、平成26年度決算の財務書類を、資料2のとおり取りまとめましたことから、その概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料2の3ページをお開きいただけますでしょうか。初めに、基本的事項についてでございます。この財務書類4表作成に伴う効果につきましては、発生主義・複式簿記の要素を取り入れ、資産・負債などのストック情報や引当金などのように見えにくいコストを把握すること、また、資産・債務の適正な管理とその有効活用といった自治体内の内部管理の強化を図ることが可能とされております。また、一部事務組合等を連結することによりまして、町全体の財政状況を把握することができます。

次に、4ページでございます。2の基本的な作成方針についてのところをごらんいただけますでしょうか。ここでは、財務書類4表の連結の目的など基本的な事項について、説明をしております。先ほど申しあげましたが、連結の対象範囲につきましては、次の5ページの図表のとおり

りとなっております、平成25年度の決算と同様となっております。

それでは、斑鳩町の財務書類4表の内容につきまして、簡単にそのポイントを説明させていただきます。

14ページをごらんいただけますでしょうか。普通会計の貸借対照表でございます。この表の左側の借方でございますが、資産の部では、これまで形成してきた土地、建物、道路等の公共資産と、投資及び出資金、基金、歳計現金などの合計で、資産合計は約468億9,000万円となっております。右側の貸方でございますが、上が負債の部となっております、地方債や退職手当引当金などにより、負債合計は約117億1,800万円となっております。その下の純資産の部は、資産の部から負債の部を差し引いた金額で、約351億7,200万円となっております。

次に、22ページをごらんいただけますでしょうか。普通会計の行政コスト計算書でございます。上の経常行政コストですが、この計算表は、表の左端に、①人にかかるコスト、②物にかかるコスト、③移転支的的なコスト、④その他のコストとあるように、性質別に行政コストを区分し、かつ、一番上の行に生活インフラ・国土保全、教育、福祉等とあるように、目的別に行政コストを区分している表となっております。性質別で構成比を見てみますと、4列目の構成比率のところですが、物件費が21.8%と一番高く、次いで、社会保障給付が16.4%と続いております。次に、目的別で構成比を見てみますと、最終行のところですが、福祉が38.1%と一番高く、次いで教育が13.6%と続いております。

次に、26ページをごらんいただけますでしょうか。普通会計の純資産変動計算書でございます。この表は、普通会計貸借対照表で説明をいたしました純資産の、1年間の増減を表した計算書となっております。左上の期首純資産残高からそれぞれの増減を反映した金額が左下の期末純資産残高となり、この金額が貸借対照表の純資産と一致することになります。純資産は、この1年間で約3億4,100万円減少したところでございます。

次に、30ページをごらんいただけますでしょうか。普通会計の資金収支計算書でございます。この計算書は、歳計現金における1年間の収

支を表すものでございますが、3つの収支に区分されております。まず、一番上の1経常的収支の部では、町の経常的な行政活動に伴う資金収支を表し、その収支は、約11億800万円の黒字となっております。

真ん中の2公共資産整備収支の部では、公共資産の整備に伴う資金収支を表し、その収支は、約4億6,900万円の赤字となっております。一番下の3投資・財務的収支の部では、投資活動や地方債の償還に伴う資金収支を表し、その収支は、約9億2,100万円の赤字となっております。

これらによりまして、平成26年度の1年間で、約2億8,200万円の資金が減少し、年度末の歳計現金残高は約4億8,800万円となっております。

次に、43ページをごらんいただけますでしょうか。こちらが、連結貸借対照表でございます。この連結した財務書類4表の分析につきましては、次の44ページの表のように、連結した金額が、普通会計と比較して何倍になっているのかを見ております。この表では、中ほどの資産合計は、普通会計と比較し、209億8,600万円増の1.4倍であるのに対しまして、下から3行目の負債合計は107億8,700万円増の1.9倍、純資産合計は101億9,900万円増の1.3倍となり、連結した場合、負債と純資産の比率が負債寄りになっていることがわかります。

次に、47ページをごらんいただけますでしょうか。行政コスト計算書の普通会計と連結の比較でございます。主な特徴といたしましては、中ほどの3.移転支的コストの①社会保障給付が、普通会計と比較いたしまして、70億7,300万円の増の6.4倍と大幅な増となっております。これは、国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計などの保険給付が加わったことによるものでございます。表の下から8行目の行政コスト(A)全体としては、83億9,300万円増の2.0倍となっております。

また、表の下から2行目の経常収益(B)は、各種保険料や水道事業の事業収益が加わったことにより、56億6,900万円増の18.5倍と大幅な増となっております。このことによりまして、一番下の行に

あります、その差し引きとなる純経常行政コストは、27億2,400万円増の1.4倍となったところでございます。

次に、50ページをごらんいただけますでしょうか。純資産変動計算書の普通会計と連結との比較でございます。この比較表では、先ほどご説明いたしました行政コスト計算書の純経常行政コストが、27億2,400万円増の1.4倍となっておりますので、その分赤字がふえたこととなりますが、補助金等の受け入れによりその赤字額を上回る額の財源調達ができております。ただ、その他の項目におきまして、水道会計の会計制度変更に伴う調整によって純資産が13億7,100万円減少しているため、連結においては、期末の純資産残高は、期首と比較し、12億2,900万円の減となっております。

最後に、52ページをごらんいただけますでしょうか。資金収支計算書の普通会計と連結との比較でございます。この比較表では、3つの区分による収支額について普通会計と比較しておりますが、特徴といたしましては、表の下から5行目の翌年度繰上充用金増減額として2,900万円がマイナス計上されております。期首資金残高、期末資金残高ともに連単倍率が4.3倍、6.4倍と高くなっていますが、これは、普通会計の資金で計上されていなかった財政調整基金及び減債基金が連結の資金に含まれているためでございます。金額につきましては、期末資金残高では、連結における増加額26億3,800万円のうち20億4,900万円がその基金分となっておりますので、その大部分を占めている状況でございます。

連結全体では、普通会計の歳計現金の減などの影響により、前年度と比較して、資金残高が1億7,700万円減となっております。

以上で、斑鳩町の財務書類4表に関する説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長

ただいまの報告については、また委員皆さんが深く読み込んでいただいて、またしかるべきときに質疑等をしていただければいいかと思いません。

これをもって、質疑を終結いたします。

次に、(2)第4次斑鳩町総合計画・後期基本計画(案)について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長

企画財政
課長

それでは、第4次斑鳩町総合計画・後期基本計画(案)につきまして、ご説明をさせていただきます。資料3をごらんいただけますでしょうか。

初めに、本後期基本計画(案)策定の経緯につきまして、ご説明をさせていただきます。本町では、平成23年に2020年、平成32年を目標年次とした第4次斑鳩町総合計画基本構想及び、2015年、平成27年を目標年次とした前期基本計画を策定し、まちの将来像「ともに生き、ともに育むまち 歴史と文化が暮らしの中に息づく“新斑鳩の里”」の実現に向けて取り組んでまいりました。この間、人口減少社会の進行を初め、社会情勢は刻々と変化し、斑鳩町を取り巻く環境も変化している中、前期基本計画の計画期間が平成27年に終了することから、新たなまちづくりの指針として、平成32年を目標とする後期基本計画を策定するものでございます。

この策定に当たりましては、斑鳩町総合計画審議会に第4次斑鳩町総合計画(後期基本計画)の策定に関する事項について諮問し、審議を進めており、このたび、後期基本計画(案)の取りまとめができましたことから、その内容についてご報告させていただくものでございます。

まず、第4次斑鳩町総合計画の構成についてですが、表紙をめくっていただきまして、計画の構成と目標年次をごらんいただけますでしょうか。ページの下、矢印が横に並んでいる総合計画の構成図をごらんいただけますでしょうか。一番上の矢印が基本構想であり、策定当時、10年後の平成32年を目標年次としたまちの将来像とこれを達成するために必要な施策の大綱を示しております。真ん中の矢印が基本計画であり、前期と後期に分かれており、基本構想に沿って行政施策の具体的指針を明らかにするとともに、各部門の施策を体系化し、実現への手段・

方向性を示しております。前期基本計画の計画期間が今年度末をもって終了いたしますので、今回、策定を進めるのは、この枠組みをした後期基本計画となります。計画期間は、前期の後を引き継ぎまして、平成28年から32年までの5年間となっております。

次に、後期基本計画（案）の構成についてですが、次のページの目次をごらんいただけますでしょうか。大きく3つのパーツに構成されております。1つ目が、第1部といたしまして、「まちづくりの重点施策」であり、総合計画において重点的に取り組む施策を掲げております。次いで、2つ目が、第2部の「まちづくりの基本施策」であり、分野別に取り組む総合的な施策を掲げております。次のページに移っていただきまして、最後に3つ目が、参考資料でございます。後期計画の施策体系一覧と用語説明を掲載させていただいております。

以上が全体構成となっておりますが、今回の後期基本計画の策定では、先ほどご説明をいたしました、その土台となる基本構想の計画期間が10年間のため見直しをしないことから、その基本構想で定められている基本計画の施策体系につきましては前期から後期へそのまま継承しているところでございます。

施策内容の見直しの視点といたしましては、直近の現況に合ったものになるように更新するとともに、法律・制度の変更や時代の要請に応えるための取り組みの追加や変更を行っております。また、斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられました人口減少問題などに対応する新たな取り組みを追加したところでございます。

次に、15ページをごらんいただけますでしょうか。この第2部を中心といたしまして、各施策において、追加、変更いたしました点をご説明させていただきます。

初めに、下の点線の枠内のところをごらんいただきたいのですが、本資料は、前期基本計画をベースとして、見え消し修正処理がされた資料となっております。文字消し線で見え消し処理されたものについては、前期であった文言でございますが後期では削除するもの、そして、下線、アンダーライン処理されているものは、前期になかった文言ですが後期で新たに追加するものとなっております。

それでは、24ページから25ページにかけて、ごらんいただけますでしょうか。「4. 学校教育」の24ページ、現況と課題では、少人数学級への取り組みについて、学級編制がこの5年間で見直ししたため、その内容を変更しております。また、総合戦略の基本施策に「教育の充実と郷土愛の育成」を掲げており、これらの取り組みについて、25ページの計画内容に反映させることから、「1. 時代に応じた教育内容」の充実の丸の3つ目に、斑鳩を身近に感じる郷土愛の育成や、「2. 教育環境の整備・充実」の1つ目に、退職教員等による学習支援事業等、2つ目に、人格形成の基礎となる就学前教育の推進を追記しております。

次に、28ページから29ページにかけて、ごらんいただけますでしょうか。「6. 男女共同参画」の28ページ、現況と課題では、昨年8月に女性活躍推進法が成立したことによる新たな課題を追記し、29ページの計画の内容についても、「1. 女性の社会参画の推進」の4つ目や、「3. 生活支援体制の充実」の2つ目において、総合戦略による新たな取り組みである子育て女性等就業・起業の支援やワーク・ライフ・バランスの推進などを追記しております。

次に、33ページをごらんいただけますでしょうか。「7. 健康づくり」の計画の内容の、「1. 健康づくりの意識啓発と活動支援」の4つ目ですが、健康寿命延伸計画を新たに策定し、健康寿命の延伸に関する施策を総合的に推進していくことから、新たに追加しております。

次に、36ページをごらんいただけますでしょうか。「8. 次世代育成」の計画の内容でございますが、総合戦略の基本施策の「子育て世代の希望が叶うまち“斑鳩”の実現」の「子どもを育てやすいまちづくり」を目指した取り組みとして、多子世帯に対する保育所や幼稚園保育料の軽減、多子世帯に対する学校給食費の軽減、子育て応援アプリシステムの導入などを掲げており、これらの取り組みについて計画の内容に反映させることから、「1. 良好な子育て環境づくり」の1つ目と、「4. 地域ぐるみの子育て支援の充実」の3つ目に追記しております。

次に、51ページをごらんいただけますでしょうか。「14. 道路・交通網」の計画の内容でございますが、総合戦略の基本施策「安心してくらす環境の充実」の「移動の安全性・利便性の向上と快適な生活環

境の確保」の取り組みとして、バリアフリー基本構想の策定及びコミュニティバス等による地域公共交通の確保を掲げていることから、これらの内容を「２．生活道路の整備」の２つ目及び「３．公共交通の整備」の最後の項目に追記しております。

次に、５３ページをごらんいただけますでしょうか。「１５．住宅・生活環境」の計画の内容の「１．市街地の整備」の最後の項目でございます。社会問題化する放置された空き家について対策が必要であること、また、総合戦略におきましても、空き家を活用した子育て世帯の転入支援など空き家の活用についての取り組みを進めていくことから、その内容を新たに追加しております。

次に、５８ページから５９ページにかけて、ごらんいただけますでしょうか。「１７．ごみ・し尿」では、平成２４年３月末をもって町の廃棄物焼却施設を廃止し、可燃ごみの焼却処理を民間業者に委託したことに伴い、ごみを出さない、資源の浪費・無駄をなくすというゼロ・ウェイストという考え方へ転換し、循環型社会の形成を進めております。そうしたことから、５８ページの現況と課題、そして基本方針と５９ページの計画の内容について、その内容を踏まえたものに修正をさせていただいております。

次に、７４ページから７５ページにかけて、ごらんいただけますでしょうか。２２の「商工業」では、総合戦略においても、基本施策「斑鳩の特性を生かした産業の活性化と創業支援」として、創業支援センターの設置や、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進していくため、（仮称）中小企業振興基本条例の制定に取り組むこととしており、現況と課題、そして基本方針と計画の内容において、それぞれ新たな内容を追加しております。７５ページの計画の内容の「１．商業の活性化」の１つ目に、創業支援に関することについて、テレワーク機能などを備えた創業支援センターの設置を新たに追加し、「３．工業環境の整備」の最後の項目でございますが、（仮称）中小企業振興基本条例の制定について、新たに追加させていただいております。

次に、７７ページから７８ページにかけて、ごらんいただけますでしょうか。「２３．観光」におきましても、総合戦略の基本施策「交流人

口拡大による観光の振興」として、4つの施策を掲げております。そうしたことから、計画の内容において、効果的な情報発信や近年増加している外国人観光客の誘客、周辺観光地などとの連携、2021年聖徳太子1400年御遠忌の機会を活用した取り組み、さらには、(仮称)斑鳩町観光戦略の策定や(仮称)斑鳩観光局の設置の検討など、新たな取り組みについて盛り込んでおります。

次に、86ページから87ページにかけて、ごらんいただけますでしょうか。「26. 住民の参加と協働」でございますが、第4次総合計画では、協働を重要なテーマとしており、前期計画の期間中に協働のまちづくり条例を制定するなど、斑鳩らしい協働の仕組みを整えてまいりました。このことから、86ページの現況と課題、基本方針を現況に合わせた内容に変更しております。また、87ページの計画の内容につきましても、「1. 住民と行政の協働によるまちづくり」の6つ目に住民活動センターの設置、その下の項目に活動提案制度の創設などの取り組みを新たに追加しております。

最後に、90ページから91ページにかけまして、ごらんいただけますでしょうか。「28. 行財政」では、今年度策定を進めました斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略について、総合計画とあわせて推進していくことを、90ページの現況と課題、そして91ページの計画の内容の「2. 計画的な行財政運営」の4つ目に追記しております。また、計画の内容の「1. 効率的な組織の編成・運用」の5つ目では、公共施設の更新、統廃合、長寿命化を図るための公共施設等総合管理計画の策定につきましても新たに追加しております。

以上が、第2部 まちづくりの基本施策の主な変更点となりますが、その他、グラフや図面につきましても、前期基本計画で掲載していたものと同様のものがございますが、最新の数値等に更新しております。

第1部 まちづくりの重点施策につきましては説明を省略させていただきますが、こちらにつきましても、第2部 まちづくりの基本施策と同様に、直近の現況に合わせて見直しをかけているところがございます。

また、本計画(案)とは別に配付いたしました、A3の第4次斑鳩町総合計画・前期基本計画進捗状況につきましては、前期基本計画の達成

状況を取りまとめたものとなりますので、後ほど参考としてごらんいただければと思います。

以上で、第4次斑鳩町総合計画・後期基本計画（案）につきましての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。ごさいませんか。

（ な し ）

委員長 これも、今、るる説明がありましたが、また深く読み込んでいただきまして、しかるべき場所で質疑等していただきたいと思います。

次に、（3）斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業の選考結果について、お願いします。 谷口総務課参事

総務課参事 それでは、各課報告事項の（3）斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業の選考結果について、ご報告をさせていただきます。

資料4、斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業（平成28年度実施事業）選考結果についてをごらんください。

この活動提案制度につきましては、昨年12月1日から本年1月22日までの間で提案事業を募集いたしましたところ、12団体から応募がございました。その後、2月9日に開催されました選考委員会におきまして、書類審査並びに公開プレゼンテーションの内容等によって総合的に審議されました結果を受け、資料4のとおり、11事業を採択、1事業を不採択としたものでございます。

なお、各団体には、3月3日付で審査結果通知書を送付しておりますが、本議会に上程しております平成28年度一般会計予算には当該補助金を計上させていただいておりますことから、予算案の議決をいただきました後に、補助事業として認定をすることとなります。個々の事業の説明については省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、協働のまちづくり活動提案事業（平成

28年度実施事業)の選考結果についての説明とさせていただきます。
よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
小村委員。

小村委員 これ、予算のときも、僕、言わしてもらったんですけれども、どのような基準でこういう選考結果をいただいたのかなってというのがひとつ気になる点です。特に、不採択となった事業は何が足りなかったのか、どういう基準からもれたのかっていうのを教えていただけませんか。

総務課参事 まず、選考の基準についてでございます。審査の視点ということで、提案事業の先進性でありますとか、斑鳩らしい独自性、また、協働の効果、活動の実効性、活動の発展性というところで審査のほうをされております。

不採択となったところの理由についてなんですけれども、まず、先ほど申しました審査の視点というところをそれぞれの審査委員の方々が協議をされまして、この不採択となった事業につきましては、事業概要につきましては、認知症トレーニングということで、ゲームをしながら地域でのコミュニティ形成を促すというような事業だったんですけれども、このプレゼンテーションの内容等ですとかを選考委員会でも検討されまして、このiPadを使った認知症トレーニングという開催の内容であります、住民活動ではなく、企業としての取り組みではないのかというところで、協働の効果という観点からは住民の力が発揮される側面が少ないのではないかと判断されたことにより、不採択となったものでございます。以上でございます。

小村委員 今の説明を聞いても、納得しない人もいるんじゃないかなっていうのも。ほかの事業を見ても、言うたら企業団体にしてもらったらいいいことが内容になっているところもあるんじゃないかなと思うんですけど、そういう意味で、この間、予算のときに、もっと透明性を持っていただか

なければいけないんじゃないかなということをご提案させていただいたんですけど、今後の方向は。これはね、一回決まってしまったので、これをもう一度ガラガラするのは難しいとは思いますが、今後の方向性としては、それ、どのように考えておられますか。

委員長 池田副町長。

副町長 今、谷口参事が申しあげましたように、まず、不採択となったもの、採択の基準ありますけど、企業さんが自分ところのお客さんをふやすためにやるのではないかという懸念が非常にございました。企業活動としてやられるということが。ほかの11個、企業としてやっていると言われますけども、ほかの11個は、見ていただいたらわかりますように、資料を見る中、また、プレゼンテーションを見る中でも、やはり、自分たちのグループでこの町をこういう面で、特異な分をよくしていこうという、そういう住民のグループの発想ですので、これを中心としてやっていきますので。

今後やはり町といたしましては、この協働のまちづくりのこの提案事業は、あくまでも住民さんの活動に対して支援をしていくと、これには変わりはないですので、今後もこの方向でやっていきたいと考えております。

小村委員 またちょっと、委員会以外でもいろいろとお聞きさせてもらおうと思います。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
ほかに理事者のほうから何か報告しておくことはございませんか。
面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、企画財政課から1点、町有地の売り払いにつきまして、ご報告を申し上げます。

昨年12月委員会でご報告を申しあげました、公募先着順売却による追手団地跡地、阿波2丁目地内の町有地の2物件の売り払いにつきましては、平成28年2月29日までの買受申込期限までに申込者がなく、不調に終わったところでございます。

そうしましたことから、これら2物件の売り払いにつきましては、一旦保留をさせていただき、公共での利活用も含めまして再度検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、町有地の売り払いにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 真弓生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、生涯学習課より、町民体育大会の日程について、ご連絡申しあげます。予算審査特別委員会の際にも出ておりましたので重複いたしますが、ことしの町民体育大会につきましては、4月の17日日曜日に開催いたします。去年は統一地方選挙の関係で5月でありましたが、ことしは平年に戻りますので、改めまして開催のご連絡をさせていただきますけれども、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑、ご意見がございましたらお受けいたします。

(な し)

委員長

ないようですので、その他についてもこれで終わります。

それでは、継続審査案件につきまして、お諮りいたします。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

これをもって、本日の案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会に当たり、町長のご挨拶をお受けいたします。

小城町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午前11時29分 閉会)